

職務経験要件に関する論点整理と考え得る方向性

1 能力・資質・倫理の担保の在り方

論点

○ 能力・資質・倫理の制度的担保の要否

外国法事務弁護士の能力・資質・倫理の水準を確保し、もって依頼者の保護を図るために、原資格国の弁護士資格に加えて何らかの制度的な担保が必要か。

考え方

a) 能力・資質・倫理の担保のために一定の要件は必要であるという考え方

- ・大学の法学部を出るだけで法曹資格を得ることのできる国があるなど、外国弁護士となることのできる要件は各国毎に様々である中で、我が国の法曹養成課程を経ない外国弁護士につき、一定の能力・資質を担保するためには、外国弁護士であることに加えて一定の要件を課すことが必要である。
- ・外国法事務弁護士の提供するサービスの分野やサービス提供の在り方は様々であり、その中には、家族関係に関する事件、中小企業に関する事件など、依頼者に、外国法事務弁護士の資格の信頼性を判断するだけの知識や経験が備わっていないと考えられる類型もあるため、依頼者保護のためにも、何らかの資質を担保するための制度は必要である。

b) 外国弁護士となる資格を取得しているということ以上に何らかの要件を課す必要はないという考え方

- ・日本の弁護士は資格取得後すぐに法的サービスを提供できるにもかかわらず、原資格国で法的サービスを提供する資格を有する外国弁護士が、日本で原資格国法に関する法的サービスを提供できないのは不当である。
- ・我が国が経済的に発展していくためにも、外国の弁護士をできるだけ広く迎え入れることのできる制度設計をするべきである。
- ・原資格国毎に資格取得課程の実質を見て、資格の信頼性を判断するような制度や、そのような依頼者保護の必要性の高い類型の事件についてのみ一定の規制を課す制度を検討すべきであり、外国法事務弁護士となるために、外国弁護士となる資格以外に、一律に要件を課すことは不合理である。

2 職務経験要件の在り方

論点 1

○ 職務経験要件を課すことの合理性

外国法事務弁護士の能力・資質・倫理を担保するための基準として、職務経験要件を課すことに一定の合理性が認められるか。

考え方

a) 現行の職務経験要件は、外国法事務弁護士の能力等の担保のための基準として一

定の合理性があるという考え方

- ・原資格国で懲戒処分を受けずに一定期間業務を行ったという事実は、その間能力・資質のみならず倫理的にも弁護士として欠けるところがなかったことを示すものとして、経験則上一定の合理性がある。
 - ・我が国の外弁法は、外国弁護士としての資格をどこの国で取得したか、ということによって取扱いを区別する前提に立っていない。また、原資格国毎の資格取得課程の実質や業務（事件）の性質・職務内容によって規制を課すかどうかを切り分けることは實際上極めて困難であり、透明性の高い一律の基準を設定する必要がある。職務経験要件は、このような要求を満たす基準として一定の合理性がある。
 - ・各国毎に外国弁護士となるための要件は多様であり、依頼者が資格の信頼性のみで判断することの困難性を考えれば、制度として職務経験要件を付加することは、依頼者保護のためにも一定の合理性がある。
 - ・職務経験要件に代替する合理的で透明性がありかつ資格承認実務上、適用可能な他の要件は、直ちには見当たらない。
 - ・諸外国でも職務経験要件が採用されており、職務経験要件を課すことに一定の合理性が認められる。
- b) 現行の職務経験要件は、外国法事務弁護士の能力等の担保のための基準として適当ではないという考え方
- ・職務経験要件は、職務内容の実質を全く見ておらず、資質の担保のための基準として機能していない。
 - ・職務経験要件は、日本語が堪能で意欲もある若い外国弁護士が、日本でキャリアをスタートすることを妨げている。また、クライアントにとっても、若い外国弁護士を活用できないため、外国法事務弁護士に法律事務の処理を依頼するコストが高くなるという負担がある。

論点 2

○ 「3年間」とすることの合理性

経験年数の要件を3年とすることにより一定の合理性が認められるか。

考え方

- a) 現行の3年間という要件には一定の合理性がある、若しくは現行の3年間の要件を短縮する必要があるとはいえないという考え方
- ・依頼者保護の観点から、現行の3年間という職務経験要件には経験則上一定の合理性があり、現時点でこれを緩和するべき必要性は見いだせない。
 - ・諸外国と比較しても、現行の3年間の職務経験要件は過重ではない。
- b) 現行の3年間という要件を短縮するべきという考え方
- ・仮に外国法事務弁護士の資質の担保という職務経験要件制度の目的に一定の合理性を認めるとしても、職務に必要な基本的資質は1年間もあれば修得できるので

あるから、現行の3年間の職務経験要件は、目的達成のための手段として不当に重い。

3 労務提供期間の在り方

論点1

○ 労務提供期間を職務経験期間に算入可能とすることの合理性

職務経験要件を設けた趣旨を踏まえた上で、労務提供期間を職務経験期間に算入可能とすることに一定の合理性が認められるか。

論点2

○ 「1年を上限」とすることの合理性

- ・ 労務提供の算入可能期間の上限を1年とすることに合理性が認められるか。特に、原資格国等での経験と国内での労務提供との性質の違いをどう考えるか。

考え方

a) 現行の制度に合理性を認める考え方

- ・ 現行外弁法は、日本における労務提供と原資格国における法律事務の提供とは質が異なることを前提に、職務経験要件の例外として日本における労務提供期間を算入できるとして理解すべきであり、これを同質に捉えて議論することは、このような現行法の基本的な制度設計に反する。
- ・ 職務経験要件に一定の合理性が認められるのは、これにより、資質のみならず弁護士としての倫理にも欠けることがなく一定の期間を過ごしたことを証明するものであることからすると、これを労務提供で全て置き換えてよいということにはならない。

b) 労務提供期間の算入上限を引き上げても良いという考え方

- ・ 実際に日本にいる外国弁護士が労務提供として行っている事務の内容と、同じ外国弁護士が原資格国で行っている職務の内容との間には、高度の類似性が認められるものがあるから、日本における労務提供については上限なく職務経験の期間に算入できるようにすべき。
- ・ 現行の職務経験要件の判断自体が、原資格国法に基づく職務経験の実質を踏まえていないにもかかわらず、原資格国における弁護士としての法的サービスの提供と、日本における労務提供との性質の異同を問題にすることは不当ではないか。

4 特区の在り方

○ 特区内において職務経験要件を緩和することの合理性

一部地域（特区）に限って職務経験要件を緩和することに一定の合理性が認められるか。